

岡垣町監査委員告示第3号

監査を行った結果に基づき、措置の内容について通知があったため、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月8日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

定期監査の結果に基づく措置状況について

監査の種類 : 補助金等監査

定期監査実施日 : 令和3年5月24日～25日

監査対象年度 : 令和2年度

監査指摘事項	措置状況
<p>(2) 指摘事項 (共通事項)</p> <p>ア 要綱の未整備等について</p> <p>地域づくり交付金以外の補助金等については、要綱があるものの補助対象経費等の内容が不明確のものや、策定が可能であるにもかかわらず未整備のものがある。</p>	<p>団体への補助金等について、岡垣町補助金等交付規則に抵触してはいないものの、要綱等が定められていない状況にあるため、是正が必要なものについて、是正を行う。</p> <p>まずは、その実態を把握するため、令和3年7月27日付文書にて各課に対し、各種団体に対する補助金交付要綱等の整備状況について調査を行った。</p> <p>この調査結果を踏まえ、定めがないものについては、総務課がひな型を作成し、令和3年度中に要綱等を整備するように進める。</p>
<p>イ 返還期日について</p> <p>実績報告に基づく交付決定の事務処理において、不用額の返還日が早いもので3月25日、遅いもので5月26日と2カ月にわたっている。3月決算の団体においては、補助金の返還を含めた決算を3月31日までにすることが基本と考える。団体と協議を行うなど、返還が統一的、速やかに行われるよう事務を進める必要がある。</p>	<p>令和3年度においては、令和3年5月14日付で総務課から補助金等の適正な予算執行に係る文書を発出し、以下の点(一部抜粋)について、統一的な取扱いとなるようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告について <p>各団体の事業終了後、速やかに実績報告書を提出していただくこと。当該年度中の事業を補助対象とするため、3月31日までに事業が完了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理について <p>出納整理期間は5月末であるが、一連の事務の処理について、4月中に完了できるよう努めること。</p>

<p>ウ 返還金の収納について</p> <p>返還金を現金で受け取った場合は、原則当日又は翌日に払い込みを行う必要があるが、数日間、会計課や担当課の金庫で保管し、速やかに指定金融機関に払い込みを行っていない事例が見受けられた。</p>	<p>令和3年7月21日付で会計管理者より補助金の返還手続きについて通知を行い、返還金がある場合は、金融機関で納めてもらうよう確定通知発送時に納付書を同封し、現金で受け取ることがないように各課に周知した。</p>
<p>(3) 指摘事項(個別事項)</p> <p>○岡垣国際交流協会補助金について</p> <p>令和2年度に交付した補助金については、令和3年5月18日に実績報告を受け、報告書類等の審査及び事務局長を交えて現地調査等を行った結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に一部適合しないとして120万円が返還された。しかし、当協会への補助金については、要綱がないため、補助対象事業等不明確であり、返還額の妥当性は検証できない。</p> <p>当協会は現時点において令和2年度及び令和3年度の総会を開催しておらず、総会決議事項である「事業報告の承認」や「決算の認定」等については、総会が開催されるまでは法的に無効である。</p> <p>また、令和2年6月22日に交付申請が行われているが、その時点において無効である書類等を適正として審査し、補助金350万円を交付したことや、複数回にわたる指摘にもかかわらず、状況改善が進まないことに加え、多額の積立金を保有している団体に対して町が補助金を交付する姿勢にも疑義がある。</p> <p>総合的に判断すれば交付決定の取消しが妥当な処理であるものと認められる。</p>	<p>○補助対象事業等が不明確であるとの指摘について</p> <p>令和2年度の補助金の精算を行う中で、一定程度、補助対象経費の考え方の整理を行ったが、さらに改善を要するところも見受けられたため、遅くとも今年度中には、岡垣国際交流協会個別の補助金交付要綱を作成し補助対象の明確化に努める。</p> <p>○総会未開催の指摘について</p> <p>令和3年6月8日付で会計処理及び組織運営の適正化(指導)及び今後の補助金交付の考え方について、通知を行って、規約に従い、令和3年度総会を速やかに開催して、令和2年度総会で適正に議決すべきであった事項についても、会員の議決を得るよう当該団体に指導した。</p> <p>これらを受けて、令和3年7月29日付で令和2年度及び令和3年度の総会の全ての議案について、可決されたとの報告があった。</p> <p>このことにより、令和2年度補助金が最終的に確定した。</p> <p>○交付決定の取消しについて</p> <p>まず、多額の積立金については、令和2年度と同様の考え方で過去5年分の総会の決算書により検証を行った結果、いずれの年度においても、補助金の使途が適切であ</p>

り、補助金が流用されたものではないことを確認した。

このような確認と事後ではあるが総会（書面開催）での議決を得たことなどを総合的に判断すると交付決定を取消す理由が見当たらない。

ただし、補助金の概ね2倍に達する積立金があることは事実であるため、行政改革推進計画の主旨に基づき、新たに作成予定の補助金交付要綱、前年度の執行状況、団体が有する積立金の額や社会経済状況の変化等を踏まえ、令和4年度以降の各年度の予算において、所要額を精査し計上するなど、適切な措置を講じる。